慶応２年タカシマ領の火事（余市町教育委員会提供）

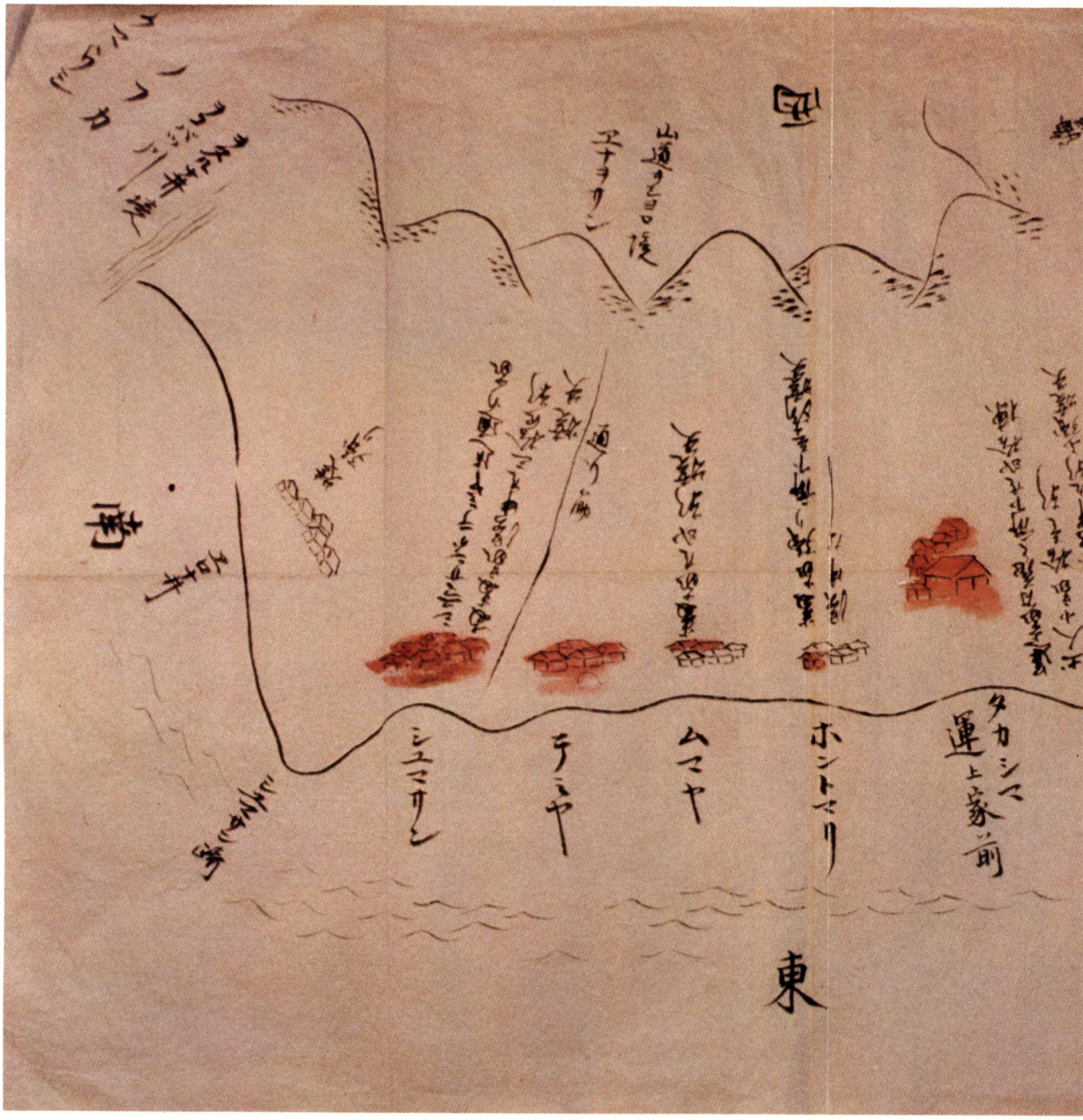

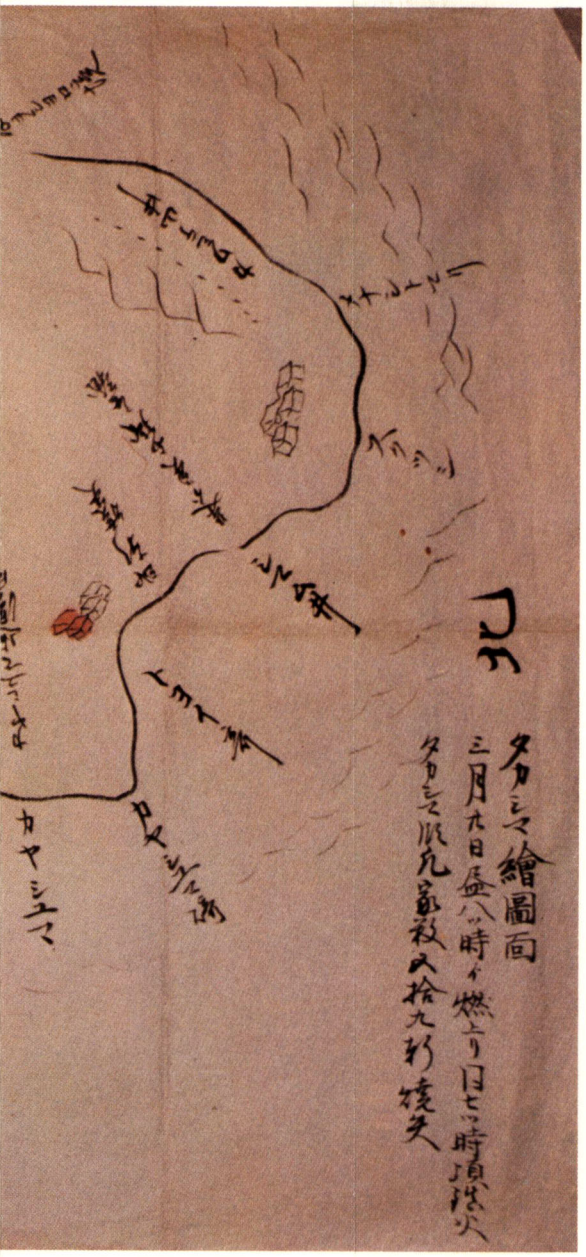

この山火事に関しては、「小樽市史」第１巻（昭和33年４月１日出版）に、「慶応二年の山火」の見出しで次のように記されている。

山火の猛威

小樽内では毎年屢々山火の起るを常としたが、慶応二年三月二十日の山火は被害最も甚だしく、折柄強烈な西南風に煽られて穂足内村、高島場所共に山野は猛火に包まれ、遂に山ノ上（町）から有幌（町）に焼下り、焼失建物五十三軒、内建家四十軒、板蔵廊下共十三軒が烏有に帰した。又熊碓に於ては海岸まで延焼し、高島場所に於ては運上屋迄延焼し、運上屋、倉庫、アイヌ家等多く焼失し、運上屋備付の器具、書類等も概ね焼失した。手宮も亦海岸迄延焼する等小樽方面に於ける、未曽有の大火であった。

罹災者救助

穂足内御用所では罹災者中アリホロ百五十四人、クマウス九十八人に対して玄米三升六合宛合計九石七升二合、外に手代番人三人へ一俵宛、高島領テミヤの百六十五人に対しては除金の内より支出して穂足内同様玄米三升六合宛計五石九斗四升、同所アイヌ四十四人へは玄米一石八升四合及び清酒弐斗弐升を施与した。更に建網業者及び其の他の被害者に対しては、卯辰二ヶ年賦返済の約束の下に、多い者は金百五十両、少い者でも十二両乃至十六両、合計千三百四両を貸与して、復興の計画を樹立せしめたのである。

此の火災の類焼者の一人内保儀三郎は古くから有幌海岸に居住した鰊漁業者で、屋号を梶浦屋と称したが、類焼して網丈け残ったので、左の俚謡が流行したという。

網はありぼろ、荷物はないぼ
　山から野火来て　かじうらや